

計画地に導入する公共施設（案）について

計画地に導入を検討している公共施設（案）は、次のとおりです。

計画地に導入する公共施設（案）

機能	公共施設	概要
福祉関連機能	福祉の相談窓口	福祉サービスの紹介及び相談業務を行う拠点
	更生保護サポートセンター	保護司が、地域に根差した更生保護活動（犯罪、非行防止推進活動等）を行う拠点
	印西南部地域包括支援センター	高齢者の総合支援拠点。高齢者の総合相談、権利擁護に関する業務（虐待、成年後見、消費者被害等）、介護予防に関する業務等を行う。
	子育て世代包括支援センター	妊産婦、乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じる窓口。子育てに必要な情報提供、助言、保健指導等を行う拠点
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、調査、訪問等の業務を行う拠点
	保健センター	市民の健康を支える中核となる施設で、母子保健、健康づくり、食育、歯科口腔保健等の健康支援を実施する拠点
芸術文化機能	多目的ホール	講演会や音楽コンサートなど多目的に活用できるホール
	市民ギャラリー	絵画や陶芸など市民の文化芸術作品を展示するスペース
防災機能	災害時防災施設	市役所本庁舎の代替施設として、災害対策本部の設置を想定した場合の非常用電源を確保した施設で、帰宅困難者の受け入れ等にも対応した施設
その他	男女共同参画センター	女性のための相談、男女共同参画に関する各種講座や講演会の開催、情報の提供等を行う拠点
	市民相談センター	市民の日常生活上の諸問題に関する相談の拠点
	消費生活センター	消費生活に係る相談、知識の普及、情報の提供等を行う拠点

